

# 北広島町農業委員会第26回総会議事録

事務局 (第26回北広島町農業委員会総会開会宣言)

事務局長 (事務局長報告)

会長 (開会あいさつ)

---

## 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

会長 申請内容につきましては摘要欄の通りです。機械、労働力、技術については全く問題ありません。周辺農業に対する影響もないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たし、許可相当と考えます。

4番 譲渡人は他の農地を持っていますか。

会長 その他の農地については、農地中間管理機構に預けております。

会長 その他ご意見ご質問はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

5番 8月10日に地区担当推進委員、譲受人と現地確認を行いました。申請内容につきましては摘要欄の通りです。譲受人の機械、技術、労働力について問題ありません。また、譲受人のH市が発行した耕作証明書及び営農計画書も確認しております。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

6 番 T 地区にあるこの譲受人が購入された農地が適正に管理されていません。この農地も譲り受けて適正な管理ができないのではないのですか。

会 長 事務局で申請を受け付けた際に事情を確認していますか。

事務局 T 地区は譲受人が経営する会社名義所有しておられます。この度、個人での申請で自作と全部効率利用が達成できるか確認し申請を受け付けました。

会 長 この件で、ご意見ご質問はございませんか。

4 番 T 地区の農地を今後どうされるかは確認していますか。

事務局 T 地区の農地については確認していませんが、全部効率利用が達成されなければならない旨はお伝えしております。また、長年提出が無かった農地適格法人報告書につきましても、本意申請に併せて提出がございました。会社名義で譲り受けた農地についても、耕作を試みたが有害鳥獣の被害が激しく作付けが難しいというお話でした。本申請に併せ、圃場整備田を耕起しており耕作する姿勢は確認できましたが、実際に作付けはされておりました。

6 番 T 地区でも譲受人が関係する土地があるがきちんと管理されていない状況です。責任者は譲受人ですが、そういう関係者が会社の名前を変えて法人としてされるのは、組織の形態がなく農業をされておりません。それでいいのでしょうか。

会 長 T 地区では営農をされていないということですか。

6 番 はい、されておりません。家の近くはごみ置き場となっています。

会 長 事務局の方で申請に至る経緯の中で話は伺いましたか。

事務局 委員が言われたとおり、T 地区に会社で所有される農地があります。こちらの申請に参られたときに3条申請の基本であります「自作」と「全部効率利用」の説明ときちんと管理が出来るかなど確認しました。それを受けられた上で、個人としてやるという申し出がありましたので書類を受けた経緯でございます。

会 長 この件についてその他にご意見ご質問等はございませんか。

4 番 その時に T 地区の件の話はされたのでしょうか。今後、どうされるか何か言われましたか。

事務局 T 地区の今後については確認をしておりません。ただ審査の時にきちんと効率利用されないと許可はおりませんとお伝えしております。これまでも以前から自身が経営、役員を務められている会社が農地所有適格法人としての報告書も毎年提出していただいている事この案件の話とともに提出を求めました。その後、報告書は提出されました。

その話の中で、今まで耕作されていない農地についてどういう事なのかと話をさせていただきました。T地区の許可を受けた時点で農地が山の中であったため、耕作されようと試みられたが、やはりイノシシなどの有害鳥獣の被害が多くなかなか作付けできないということでありました。譲渡人より話があった時はT地区にあるほ場整備田をトラクターで耕起され、意気込みを見せておられましたが、その後は耕作される実態は見受けられませんでした。

2 番 営農計画書が提出されているということですが、内容はどうなっているか、どのような管理がされているのか把握されているのでしょうか。

事務局 営農計画書につきましては、栽培作物は小麦ということで提出されております。耕作証明ですが、書面で添付していただいて数字のみの確認になっております。

会 長 現在の農地はどのような状況でどなたが耕作されていたのか説明をいただけますか。

5 番 現在は、長年耕作をされておられません。

2 番 譲受人の関連会社が所有する農地が町内にあるのでしょうか。

事務局 会社としてはT地区以外に所有の農地はありません。

1 2 番 T地区は関連会社でC地区は個人ということで、会社管理ではないですね。

事務局 これまでの相談で自分が耕作するという事は重々お伝えしております。そのような中で申請されましたので、個人で管理されるということです。

会 長 個人と法人（会社）が所有している農地なので同じにはできません。荒らしているから耕作しないという決めつけはできませんが、今までの行動があるので心配される気持ちも分かります。

1 0 番 小麦を作られるということでH市では水田ですが、機械等は同じもので良いのですか。

事務局 機械につきましては、会社の機械を使われるという話も出ており、荒れている農地については、機械があるので整備して耕作すると言われております。

1 3 番 先日の現地調査の際に譲受人と面談をしました。H市では麦を耕作しておられ、こちらでも麦を作りたいと言われております。キノコも道の駅で販売しているということでした。譲受人は居住地から45分で通えるので、11月頃から種をまき6月頃には収穫とやる気になっておられ、耕作は可能だと判断しました。

会 長 宅地も含めて購入されたのですか。農地以外にも購入されたものがありますか。

5 番 住宅用の土地を購入されています。

事務局 この度、耕作目的に第3条申請での購入ということは議案の中でご確認いただけます。  
19ページの第4条申請では、農業用倉庫（始末書添付）も挙げております。譲渡人の  
実家も譲受人が重機を使って、崩れないよう管理していると言われております。全てを  
譲り渡したいとのことでした。

2番 居宅は解体されるのですか。また空き家バンクの関連でしょうか。

事務局 空き家バンクの関連ではありません。居宅は解体されると伺っております。

会長 許可をした後に指導するのか、許可するのに要件をつけるのか、許可の条件でいうところの  
違いですが、いろいろな要件をつけるというのは難しいことだと思います。国も書類や要件は  
あまり付けるなと言っております。総会で委員からの意見がたくさん出て、再度調査が必要  
で採決には至らなかったため保留ということでもよろしいでしょうか。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

職務代理者 8月10日に地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請内容は摘要欄に書いて  
ある通りです。譲受人は町内在住の知人通して、空き家バンクに登録があった該当地を購  
入されました。機械は購入予定、労働力、技術については、譲渡人または知人に指導・協  
力を仰ぐため、全く問題ありません。周辺農業に対する影響もないことから農地法第3  
条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たし、許可相当と考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良い  
と思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番につい  
て事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

2番 8月12日に15番委員、地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請内容は摘要  
欄に書いてある通りです。譲受人は町内在住の知人通して、空き家バンクに登録があっ  
た該当地を購入されました。機械、労働力、技術については全く問題ありません。周辺

農業に対する影響もないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たし、許可相当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号5番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

12番 8月13日に職務代理者と申請人で現地確認を行いました。申請内容は摘要欄に書いてある通りです。周辺農地に対する影響についてはありません。以上の事から許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

5番 8月10日に13番委員及び地区担当推進委員で現地確認を行いました。申請内容は摘要欄に書いてある通りです。適正化をはかる目的で本申請に至り、顛末書が添付されています。周辺農地に対する影響についてはありません。以上の事から許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

16番 8月13日に3番委員及び地区担当推進委員で現地確認を行いました。申請内容は摘要欄に書いてある通りです。併用地の雑種地と一体化しており、草刈り等の管理のみされている状態です。周辺農地に対する影響についてはありません。以上の事から許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号8番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

4番 8月16日に8番委員及び地区担当推進委員で現地確認を行いました。申請内容は摘要欄に書いてある通りです。適正化をはかる目的で本申請に至り、始末書が添付されています。周辺農地に対する影響についてはありません。以上の事から許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号9番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

4番 8月16日に8番委員及び地区担当推進委員で現地確認を行いました。申請内容は摘要欄に書いてある通りです。周辺農地に対する影響についてはありません。以上の事から許可妥当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号10番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

2番 8月12日に15番委員及び地区担当推進委員で現地確認を行いました。申請内容は摘要欄に書いてある通りです。周辺農地に対する影響についてはありません。以上の事から許可妥当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会長 番号11番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 8月10日に9番委員及び地区担当推進委員と現地調査を行いました。内容は摘要欄のとおりです。申請地は庭敷きとなっており農地への復元は難しいと思います。周辺農地に対する影響についてはありません。以上の事から許可妥当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号12番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

2番 8月12日に15番委員及び地区担当推進委員で現地確認を行いました。申請内容は摘要欄に書いてある通りです。平成24年ごろから開発に向けて、いくつか農地の転用申請が提出され計画を進めておられました。周辺農地に対する影響についてはありません。以上の事から許可妥当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号13番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

2番 8月12日に15番委員及び地区担当推進委員で現地確認を行いました。申請内容は摘要欄に書いてある通りです。周辺農地に対する影響についてはありません。以上の事から許可妥当と判断しました。

10番 併用地に山林ほか8,308㎡とありますが、どこにあるのですか。



- 2 番 造成工事の図面がありますが、一体的な事業と捉え、仮称「北広島町庁舎南側地区開発事業」として町行政と折衝しながら計画を進めてこられ、最後の3筆を今回申請されました。老人ホーム、簡易宿泊所としての用地が8,308㎡いるということです。
- 1 番 譲受人が建築し、開発行為をするということですか。
- 2 番 都市計画法に基づき、7月に譲受人が県へ申請されておりますので、譲受人が造成、建築等を行われます。
- 会 長 その他にご意見ご質問等はありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

#### 議案第4号 農業用施設転用届について

- 会 長 番号14番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 2 番 8月12日に15番委員及び地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請内容は摘要欄に書いてある通りです。今年3月に3条申請により取得した農地の一角に農業用倉庫が建っており、適正化を図る目的で本申請に至りました。顛末書が添付されています。周辺農地に対する影響はありません。以上のことから、許可妥当と考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について申請どおり届出を受理して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり受理することに決定しました。
-

## 議案第 5 号 非農地証明申請について

会 長 番号 1 5 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 5 番 8月12日、私と2番委員及び地区担当推進委員と現地確認をしました。申請内容は摘要欄の通りです。山林となっている申請地は直径約30センチ程のヒノキが生えているなど荒廃しており、原野となっている農地は、道路の下にあり形が長細く耕作するには難しい状況です。周辺農地に影響はありません。よって調査の結果、農地への復元は困難であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号15番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号16番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 5 番 8月12日、私と2番委員及び地区担当推進委員と現地確認をしました。申請内容は摘要欄の通りです。山林となっている申請地は直径約30センチ程のヒノキが生えているなど荒廃しており、原野となっている農地は、道路の下にあり形が長細く耕作するには難しい状況です。周辺農地に影響はありません。よって調査の結果、農地への復元は困難であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号16番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和      年      月      日

会      長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩